

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の三重県立学校体育施設の使用に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県立学校体育施設の使用に関する規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

**三重県教育委員会告示第15号**

三重県立学校体育施設の空調設備の使用料の額を次のように定めます。

令和7年7月1日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県立学校体育施設の空調設備の使用料の額

三重県立学校体育施設の使用料に関する条例（平成31年三重県条例第2号）第4条第2項の規定に基づき、三重県立学校体育施設の空調設備の使用料の額を次のように定め、令和7年7月1日から施行する。

三重県立学校体育施設の空調設備の使用料

高 等 学 校 名	体 育 施 設 名	空調設備の使用料（円／時間）
桑名高等学校	武道場	750
桑名西高等学校	武道場	750
桑名北高等学校	武道場	900
桑名工業高等学校	武道場	500
いなべ総合学園高等学校	武道場	600
	レスリング場	350
四日市高等学校	武道場	700
四日市南高等学校	武道場	600
朝明高等学校	武道場	700
四日市四郷高等学校	武道場	500
	レスリング場	250
四日市中央工業高等学校	武道場	550
神戸高等学校	武道場（剣道場）	400
	武道場（柔道場）	400
稲生高等学校	なぎなた道場	700
亀山高等学校	武道場	450
津高等学校	武道場	600
津西高等学校	武道場	700
津工業高等学校	卓球場（武道場）	450
津商業高等学校	武道場	550
久居高等学校	武道場	600
久居農林高等学校	武道場	600
白山高等学校	武道場	600
松阪工業高等学校	レスリング場	400
飯南高等学校	武道場	700
相可高等学校	武道場	600
伊勢工業高等学校	武道場2F	800
明野高等学校	武道場	450
南伊勢高等学校（度会校舎）	武道場	700
鳥羽高等学校	武道場	450
	フェンシング場	300
水産高等学校	武道場	500
上野高等学校	武道場	500
伊賀白鳳高等学校	武道場	500

名張高等学校	武道場	500
尾鷲高等学校	武道場	450
熊野青藍高等学校（木本校舎）	武道場	450
熊野青藍高等学校（紀南校舎）	武道場	300
かがやき特別支援学校	体育館	550
稲葉特別支援学校	体育館	1150
松阪あゆみ特別支援学校	体育館	800
特別支援学校玉城わかば学園	体育館	1900
特別支援学校西日野にじ学園	体育館	1750
くわな特別支援学校	体育館	1600
度会特別支援学校	体育館	4600
特別支援学校東紀州くろしお学園	体育館	700

備考

- 1 使用料の額の算出は、使用の時間数に時間当たりの空調設備の使用料を乗じたものになります。
- 2 使用の時間が1時間未満であるとき又は使用の時間に1時間未満の端数があるときは、その未満である使用の時間又は端数は1時間とします。

訓 令

教委訓第15号

各 県 立 学 校

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和7年7月1日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程（昭和62年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委任する事務）</p> <p>第2条 県立学校の校長に委任する事務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 公債権の徴収に関すること。</p> <p>三重県公債権の徴収に関する条例(昭和39年三重県条例第13号)の規定による次の事務に関すること。</p> <p>ア 条例第3条の規定による三重県立学校体育施設の使用料、<u>照明設備の使用料及び空調設備の使用料の減免</u></p> <p>イ～サ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 三重県立学校体育施設の使用料に関すること。</p> <p>三重県立学校体育施設の使用料に関する条例(平成31年三重県条例第2号)の規定による次の事務に関すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 条例第4条第2号の規定による<u>照明設備の使用料及び空調設備の使用料の決定及び徴収</u></p>	<p>（委任する事務）</p> <p>第2条 県立学校の校長に委任する事務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 公債権の徴収に関すること。</p> <p>三重県公債権の徴収に関する条例(昭和39年三重県条例第13号)の規定による次の事務に関すること。</p> <p>ア 条例第3条の規定による三重県立学校体育施設の使用料及び<u>照明設備の使用料の減免</u></p> <p>イ～サ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 三重県立学校体育施設の使用料に関すること。</p> <p>三重県立学校体育施設の使用料に関する条例(平成31年三重県条例第2号)の規定による次の事務に関すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 条例第4条第2号の規定による<u>照明設備の使用料の決定及び徴収</u></p>